



地域包括支援センターは、高齢者の暮らしをサポートする『総合相談窓口』です

「主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)」「看護師」「社会福祉士」「介護支援専門員(ケアマネジャー)」といった職員がお互いに連携をとりながら、業務をおこなっています。

たとえば・・・

介護や健康について

「介護保険サービスについて知りたい」「今の健康をできるだけ維持したい」といった高齢者の介護や健康についての相談に対応し、要介護認定の申請の代行や、介護予防のための支援計画の作成などをおこないます。

高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護に関わるケアマネジャーへの支援をはじめとして、さまざまな関係機関や地域住民のみなさんと協力できるネットワークづくりを進め、その中心的な役割を担っています。

地域での暮らしについて



権利や財産について

「近所の高齢者が虐待にあっている気がする」「認知症などで財産管理に自信がない」「悪質商法や振り込め詐欺の被害にあったかもしれない」といった高齢者の権利や財産などの不安についての相談に対応し、制度の紹介などをおこないます。

守秘義務について

地域包括支援センター職員には、守秘義務(秘密を守る義務)があります。

寄せられた相談の内容によっては、適切なサービスや機関、制度の利用につなげていきますが、その場合は、ご本人やご家族に承諾をいただいたうえで、対応します。

また、「ご近所の人の様子が気になり・・・」などの相談の場合も、「誰から相談が寄せられたのか」という点について秘密を守ります。

ご本人、ご家族のほか、ご近所で様子が気になる人がいる等の場合も、ご相談ください。

室戸市地域包括支援センターTEL(0887)22-5158 (8:30~17:15 土日祝を除く)

ボランティア活動保険について

ボランティア活動中の様々な事故による『ケガ』や『損害賠償責任』を補償します。地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事を対象とした【ボランティア行事用保険】や有償の活動を対象とした「福祉サービス総合補償」もあります。

ご加入いただくには、室戸市社会福祉協議会へ活動内容の登録が必要です。

詳しくは・・・室戸市社会福祉協議会 TEL:22-1348 (小松) 8:30~17:15 土日祝を除く

令和6年度 合同防災研修会

令和7年2月23日(日)、室戸市社会福祉協議会・室戸市民生委員児童委員協議会・日本赤十字社高知県支部室戸市地区の三団体を対象に合同防災研修会を開催しました。



最初に室戸市防災対策課 濱田課長より「室戸市の防災対策について」というテーマで、南海トラフ地震や風水害のこと、災害に対する室戸市の取り組みについての説明を受け、その後、防災倉庫に移動し、備蓄品や浄水器の運転を見学しました。

各地域の備蓄品、避難路の整備、耐震改修工事などの公助と、災害発生時には自助・共助が大事であり、「自分の身は自分で守る」「地域で助け合う」という意識で災害に備えましょうというお話でした。



次に室戸市生活支援相談センター 安岡センター長より、災害が起きてから、立ち上がる災害ボランティアセンターがどのような活動をするかを、派遣された2011年東日本大震災(宮城県東松島市)や2018年西日本豪雨災害(愛媛県宇和島市)、2024年能登半島地震(石川県志賀町)での実際の活動をもとに話がありました。

現地での活動内容の他に、市外からたくさんのボランティアが来てくれた際、現場に案内したり、困っている人の情報提供などを行う他、住んでいる方々の協力も必要不可欠ということ、泥かきやがれきの撤去等の力仕事だけではなく、話し相手や交流の場をつくるなど、被災者の心に寄り添うボランティアも重要だとの話をされました。



寄付のお礼

古切手、未使用切手、図書カード、タオル、靴 等

小野英昭 様 中井 様 (有)芸東建設 様

ジオカフェ・ジオショップ 様 匿名3名 様

缶詰・白米等の食料品

室戸岬地区更生保護女性会 様 匿名2名 様

安芸ひまわり基金法律事務所 無料法律相談

日時:令和7年4月14日(月)

13:30~16:30

場所:安芸ひまわり基金法律事務所

(安芸商工会議所2階)

受付:0887-35-8200(平日9:00~18:00)

要予約!
1人30分まで

室戸市生活支援相談センターが窓口の業務 TEL:22-2660

業務名	業務内容
生活困窮者自立支援	相談者ご本人が自分の意思で自立に向けて行動しようとすることを支援していきます。お話を丁寧に聴き、問題を整理して、必要な支援を受けられる関係機関や支援者につなぎ、同時に支援者同士のネットワークを作り、相談者の抱える困りごとの解決に向けて一緒に取り組みます。例えば、離婚や解雇、借金、多重債務、引きこもり、家庭内暴力、単身高齢などです。生活困窮者及びその家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。
日常生活自立支援	高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるように支援します。
法人後見	知的障害者・精神障害者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の身上監護や財産管理などを支援します。
生活福祉資金	他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援します。
障害者相談支援	障害のある方やそのご家族が、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、総合的な相談支援や福祉サービスの利用に関する計画(ケアプラン)の作成、他機関と連携して就労等の支援を行います。
くらサポ	市民の参加と協力により、65歳以上の者及び介護保険第2号被保険者が困ったときに住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように、生活支援サービス(ごみ捨て、掃除など)を有料で行い、住民相互の支え合い活動を促進します。

室戸市地域包括支援センターが窓口の業務 TEL:22-5158

業務名	業務内容
総合相談支援	地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括支援センターの各業務につなげていきます。
介護予防ケアマネジメント	高齢者が介護を必要とする状態になることをできるだけ防ぎ、もし要介護になってもそれ以上状態を悪化させないように支援を行います。
権利擁護	高齢者の権利や財産などの不安についての相談に対応し、被害の防止や救済、制度の紹介などを行います。
包括的継続的ケアマネジメント支援	高齢者が支援の領域や時間の経過においても途切れることなく一貫して地域で日常生活を営むことができるよう支援を行います。また、地域の介護支援専門員に対して後方支援を行います。
指定介護予防支援事業所 しゃきょう	要支援1, 2の認定を受けている方に、個別計画(ケアプラン)を作成します。

社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会
業務紹介

室戸市社会福祉協議会 事務局が窓口の業務 TEL:22-1348

業務名	業務内容
配食サービス	在宅の高齢者の自宅に訪問して、週3回夕食ご飯用お弁当を届けています。
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な方に対し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。(現在、人員不足のため休止中)
車いすの貸し出し	無料で車いすの貸出をしています。貸出期間は原則として2週間以内です。
福祉教育活動推進校助成	市内小・中学校及び高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを育み社会福祉奉仕の実践力を身につけることを目的とした福祉教育推進協力校に助成を行います。
福祉基金等の運営	集まった会費を元に社会福祉事業を行ったり、いただいたご寄付を基金として造成したりしています。
各団体事務	室戸市民生委員児童委員協議会、室戸市共同募金委員会、日本赤十字社高知県支部室戸市地区、室戸市老人クラブ連合会、室戸市身体障害者連盟の事務をしています。
ボランティアセンター	ボランティア活動をしたい人やボランティアに来てほしい人・施設・団体からの相談を受け、紹介します。

室戸市デイサービスセンターが窓口の業務 TEL:23-2301

業務名	業務内容
通所介護施設	通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施しています。

<室戸市社会福祉協議会内>

- 室戸市デイサービスセンター TEL:23-2301
- 室戸市地域包括支援センター TEL:22-5158
- 室戸市生活支援相談センター TEL:22-2660
- 障害者相談支援センターむろと TEL:22-2660



社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会 TEL:22-1348
(室戸市保健福祉センターやすらぎ内)